

# 平成二十二年第四回

# 荒川区教育委員会定例会

平成二十二年二月二十六日  
於）荒川区役所特別会議室

荒川区教育委員会

平成二十二年荒川区教育委員会第四回定例会

一 日 時 平成二十二年二月二十六日 午後一時三十分

二 場 所 特別会議室

三 出席委員 委員長職務代理者 高野照夫

委員 高田昭仁

委員 青山侑

委員 川寄祐弘

四 欠席委員 小林敦子

次長 友塚克美

庶務課長 入野隆二

教育施設課長 樋口隆之

学務課長 三枝直樹

社会教育課長 佐藤泰祥

社会体育課長 佐久間勇一

指導室長 鈴木明雄

六

案 件

(一) 審議事項

ア 議案第十号 荒川区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規

則

南千住図書館長

書 書 書  
記 記 記

杉 小 大 北  
本 川 谷 村  
さ 稜 実 美  
や 一 紀  
か

(二) 報告事項

ア 区立学校における学校徴収金に係る会計事務の取り扱いについて  
イ 図書館非常勤職員の自転車走行中の事故に係る訴訟について  
ウ 平成二十一年度荒川区教育委員会褒賞について  
エ 荒川区指定無形文化財及び保持者の解除について

(三) その他

委員長

ただいまから荒川区教育委員会第四回定例会を開催いたします。

出席委員数のご報告を申し上げます。一名欠席で四名の出席でございます。

会議録の署名委員は、高田委員及び青山委員にお願いいたします。

教育長、ごあいさつをお願いいたします。

教育長

本日の審議、よろしくお願いいたします。

委員長

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めます。

本日は、議案一件と報告事項が四件でございます。ご確認ください。

まず、議案第十号「荒川区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」につい

ての説明をお願いいたします。

庶務課長

それでは、ご説明を申し上げます。

議案第十号でございますけれども、「荒川区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」でございます。この荒川区立学校の管理運営に関する規則でございますけれども、区立学校、幼稚園を含めました小・中学校の管理運営に関して必要な事項を定め、適切かつ円滑な運営を図ろうという趣旨で定められている規則でございます。

今回ご提案申し上げます内容でございますけれども、保護者が学校に納入する経費全体を学校徴収金という位置づけをいたしまして、校長の事務処理として今回明示をしたいという

ものでございます。

改正内容でございますけれども、荒川区立学校の管理運営に関する規則の第十一条の四、下に新旧対照表がございます。右側の改正前の状況でございますが、校長の事務といたしまして、現行の学校給食費に関する事務処理が明示をされてございます。こちらにつきまして、冒頭ご説明をいたしましたように、給食費以外の学校徴収金、現状におきましては、小学校におきましては約六万円、中学校におきましては約十万円ほどを、児童、あるいは生徒一人当たり年額で徴収をしているような状況でございます。こういった学校徴収金全体を含めまして校長の事務として位置づけをするものでございます。

具体的には第十一条の四の(一)「積立金、教科教材費等教育活動を行うために、保護者が負担する経費」、それから、現在ございます「学校給食法第六条第二項の規定により保護者が負担する経費」、(三)といたしまして、「学校関係団体の会費」、PTA等の経費でございます。(四)といたしまして、「前三号に掲げるもののほか、校長が特に指定する経費」ということで、学校徴収金全体を校長の管理に置くものと明示をするものでございます。

今回の規則改正は以上でございますけれども、この規則改正に至ります経過につきまして、本日のご報告事項としまして第一番目に予定をされております、事務の取扱規程の作成と今後の会計事務の取り扱いについて若干ご説明を差し上げたいというふうに思います。

報告用の資料がお手元にありますけれども、今回、学校徴収金事務の適正かつ効率的な運営と会計事故の未然防止を図るために、事務取扱規程を作成したいというふうに考えております。

この作成に至りました経過でございますけれども、委員もご案内かとも思いますが、平成

二十年三月に板橋区の中学校で、学校事務の職員が六年間にわたりまして修学旅行の積立金ですとか教材費等の支払いをほかの学年の積立金を流用して支払うという自転車操業を繰り返しながら、私的なものに流用していたというような事件、いわゆる横領事件が発生をいたしました。このような事件を踏まえまして、東京都教育委員会におきましては、会計事故防止に向けた取り組みの促進ということから、(一)に記載してございますように、区市町村の教育長あてに、私費会計事務の取扱規程を策定すべきであるということと、規程の作成と事故防止のための点検体制を整備するようにと、いう取り組みの依頼がなされているところでございます。

私ども荒川教育委員会事務局といたしましても、このような事件を荒川区におきましても起こすことのないように対応方針を九月十日の定例校長会におきまして説明し、事務取扱規程の作成に向けて動き出してきたところでございます。具体的には、小・中学校校長会、小・中学校副校長会、小中事務職員の代表の方に参加をいただきまして、昨年の九月二十四日より延べ三回にわたりまして検討会を設置いたしましたところと、事務取扱規程作成に当たりましての意見の交換ですとか、案分の検討等を行ってきているところとでございます。案分等、一定まとめられましたものでありますので、二十二年度当初からの実施に向けて具体的な規程の整備等を進めたいということと動いているところとでございます。

具体的な取り組みでございますけれども、本日お諮りをいたします荒川区立学校の管理運営に関する規則の一部改正、こちらに、先ほどご説明をいたしました学校給食費以外の広範な私費会計、学校徴収金に関する部分を学校長の管理運営すべき事項という形で追加をさせていただきます。

それから、ただいまご説明いたしましたこの規則を受けまして、具体的な事務取扱規程を制定したいということでございます。事務取扱規程の中には、こちらに例示をしてございませうように、徴収金の管理計画の策定、あるいは会計事務の原則、それから校長等管理監督者並びに事務に従事する教職員の職務、それから現預金、収支書類の管理方法並びに自己点検と校内監査員による内部監査等につきまして、今後、事務取扱規程の中で制定をしてまいりたいというふうを考えているところでございます。

この事務取扱規程を作成した後につきましては、二十二年度分の学校徴収金より適用すると同時に、私ども教育委員会事務局といたしましても、各校におおむね三年に一度の頻度で指導検査に入って遺漏のないように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

本日、議案としてご提出を差し上げました「荒川区立学校の管理運営に関する規則の一部改正」並びに、その一部改正に至りました取り組み、必要性等につきましてのご報告は以上でございます。どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

委員長

ありがとうございます。

学校徴収金、すなわち、いろいろ事件があったので、第三者に客観的などころを見てもらうようなシステムにしましょうということと、積立金、教科教材費、学校給食、その他のお金に関して、第三者機関と言っているのではありませんか、機関を設けて、きちっと管理監督者、事務担当者を設けて、職務を明確にして責任ある明朗会計をしようではないかということではよろしいですね。

庶務課長

はい。

委員長

ただいまのご説明につきまして、ご質問、あるいはつけ足しがありましたら、お願いいたします。

青山委員

今まではこういう取扱規程がなかったわけですよ。

庶務課長

はい。

青山委員

そうすると、今言った内部監査などは今までは行われなかったわけですか。

次長

はい。全く。いわゆる私費会計ということ。ただ、学校給食や何かは額が大きいですが、教材費などは別に、学校給食は学校給食関係での事務の取り扱いの指針的なものは学務課から出しております。予算や決算についてもきちんと保護者にご説明をしていった状況はあります。

青山委員

なるほどね。

教育長

各学校では、三月の末にPTAの保護者を含めた第三者機関で、すべての会計を校長とP



T A 会長と外部の方と昔からやっているのです。それでも、事務の方がそういう形でやるとなかなか見えない部分があるのですね。そういう意味では、かつても多く事故がありました。

次長

事務というよりも、教材費は教員がほとんどやっていますし、問題は、数字では合わせても、預貯金の通帳ですとか現金の確認まではなされていないので、板橋の事故などは、調べてみればそういうことですね。帳じりは合っていたのだと思うのです。何年間にもわたって予算決算の数字はちゃんと示していましたけれども、それだけのお金が本当に通帳にあるのか、現金にあるのかというところまでをほかの人がチェックする形になっていないのでわからなかったのだと思うのです。これまでも、数字は、教材費も含めて、幾ら集めました、幾ら使いましたという報告は保護者にきちんとしていたと思います。ですから、その裏づけとなると細かくきちんとしていたことと、業者を選ぶ際にも、担当だけに任せることなく、きちんと適正に選びなさいというような会計の……。

委員長

修学旅行の業者とか。

次長

それも含めてですね。その辺も、外から見れば何かあるのではないかと思われるような……。多額のお金が動きますので、そういう疑われるような状況がありますから、きちんとルールにのっとり、公金に準じてやるようなシステムをつくりましようということですよ。

教育長

特に一番危ないのが、校長先生と副校長がきちんと学年ごとの通帳に……。校長の印ではないと出せないようにしないとイケないのです。事務の方が、校長先生が朝礼のときに勝手にあけて押してしまうということがあるのです。荒川区内でも十年ぐらい前に実際にあったのです。

庶務課長

今回の取扱規程の中でイメージしていきますのは、今、教育長からお話がありましたように、一件一件の収入支出のために伝票を切るときには必ず校長印を使う。その際には必ず、校長が印鑑をきちっと管理した上で、校長に押してもらおうという形の明示をしました。それと、毎月一回、月末に残高と通帳の確認、照合作業をしていただくこと。そのほかに、四半期に一遍、学期末ごとに自己点検を学校の中でやっていただきましょうというのをサイクルとして回していききたいというふうに考えています。その上で、校内での監査も一度きちっとやっていたかどうかということ、直接その事務にかかわっていない方に入っていたかきながら監査をやっていたかどうかという上で、別途私ども事務局としても、三年に一遍のペースぐらいで各校に入って、そういう取り組みを考えているところでございます。

教育長

今回から、この監査なりが対象になりますよね。

庶務課長

はい。

高田委員

人事異動や事務の引き継ぎだとかで、残高が合わないとわかるでしょう。そういう時期になれば。

次長

ですから、そういうところは異動がなかったということだと思いのですね。

高田委員

そうだろうね。

次長

長年同じ人がやっていたからだと思いのですね。そんなにしょっちゅうあるものではなくて……。

高田委員

めったに出てこない。

教育長

めったにないですよ。

庶務課長

冒頭言った、この取り組みのきっかけになりました板橋区の事件につきましては、六年間、同じ職員がずっとその業務に当たっていたと。学校側のほうでも、ある意味では、その職員に任せっきりにしてしまっていて……。

高田委員

任せっきりになってしまおうというか、周りがわからなくなってきてね。あれに聞けば全部わかるとなるとそうなってきたら。

次長

結局、校長先生がその五百万円だかなんか……。

指導室長

はい、全部払っています。

委員長

そうですか。

高田委員

今度、校長の仕事が増えるわけではなくて、責任は校長になってしまふのですね。

次長

もともと校長に責任はあるわけですが。私費会計と言っても、校長名でとっているわけですから。保護者は、私費会計であろうが何だろうが、学校長の求めに応じて払うわけですから責任はあったのですけれども、より明確に、その事務をもっときちんとやると。

高田委員

今度、校長の仕事が増えてしまふよというわけではなくて、明確にしただけなのね。

次長

まあ多少は……。人に任せていた部分を自分がちゃんとやりなさいというところは増えるかと思えますが。

教育長

この中の「保護者の負担する経費」というのは、すべて保護者が負担する経費ですので部活の経費もそうなってしまいかね。

次長

基本的に入ると思います。

教育長

なりますよね。

委員長

そうですね。お金はすべてですね。

それから、領収書はきちっとしておいたほうがいいと思うのです。うちの大学はこういう内部の組織をきちっとしています。領収書を必ず一カ月に一遍チェックする係が専門にいます。そして、そして出し入れをする、全責任は学長にあるというシステムが数年前にできました。ですからこれは、かなり細かく綿密につくるべきです。区のお金ですから、そういう姿勢は大切なことですね。

次長

本来は当然やるべきことをやる話なのでですね。今までもやっていなければおかしいことなのですが、改めて整備をしてマニュアルをつくって、点検のシステムをきちんと設けると。

青山委員

給食費というのは、今、年間幾らぐらいのですか。

学務課長

小学校で、低学年と高学年で違ってきますが、年間四万二千円台から。月額にしますと大体四千円から。中学校で五千円の前半というところですね。

青山委員

そうすると、中学校は年間六万円ぐらい。さっきの小学校六万円、中学校十万円というのは、この給食費を含んでなのでですか。

庶務課長

含んでです。

青山委員

なるほどね。

次長

卒業のアルバムの積み立てですとか、修学旅行の積み立てですとか。各学年の教材費というのとはそんなにすごい金額ではないですけれども、修学旅行とかアルバムとかが。

教育長

修学旅行のお金は、一人大体五く六万円ですからね。それを三年間積み重ねなければいけなくなってしまうから、百人いたら相当のお金です。

青山委員

その修学旅行の契約などを、個人の判断ではなくて、きちんとルールにのっとってするというふうに変えるわけですね。

庶務課長

はい。

青山委員

今、給食費の不払いというのはどのくらいあるのですか。

学務課長

給食費の不払いは、かつては二百万円ぐらいあったのですが、今は全体で六十万円から七十万円ぐらいあります。

次長

多少、その辺の問題が……。給食費はこれまでもありましたが、教材費とかそういうところにももうちよつとあったと思うのです。その問題はあるようです。

教育長

給食費も修学旅行も全部払わずに三年間を卒業していくものもいます。

青山委員

卒業証書をやらなければいいんですよね。

教育長

公立学校でやらないとなったら大変なことになってしまう。

青山委員

大学は上げないのです。絶対に上げないですね。授業料が未納である限りは絶対に上げない。卒業式でも上げないのですね。成績をとっていても、認定していても。三月三十一日までに払い込めば渡すし、四月に入っても渡すという仕組みですよ。絶対に上げない。

学務課長

――すみません。今、給食費の未納を六十万円から七十万円と言いましたが、百万円ぐらいでした。

青山委員

全体で百万円ぐらいですね。

委員長

これ、荒川区はいいほうなんですよね。

青山委員

もう一つ、今回のこれは、公金に準ずる扱いという考え方だと考えればいいわけですよ。

庶務課長

はい。

青山委員

その場合に、アルバムなどもこの中に入ってしまおうのですか。

庶務課長

はい。

青山委員

学校給食も教材費もこの中に入るわけですね。

庶務課長

はい。

青山委員

あと、学校関係団体というのは保護者会とかそういうのが入るわけですね。

庶務課長

はい。

青山委員

これは性質が随分違うのですね。本当は学校給食とか修学旅行とか教材費などは、「準ずる」



ではなくて、本来、公金扱いすべきなのではないですか。多分、事務量は増えると思いますけれども。

次長

事務量が増える部分と、給食費などは、ちょっと検討してもいいのではないかなというのもあったのですが、教材などですと、学校ごとに、あるいは学年ごとに、クラスごとに自由度のものも欲しいようなのですね。

青山委員

それはそうですね。

次長

何を使いたいというのが。ですので、どこまでが範囲かというのものなかなか難しいのと、直接その子のものになってしまいうものがありますので。

青山委員

ただ、公立学校だからね。例えば、東京都とか区役所の事業者などは昔はそういう制度があったけれども、何十年かの間に逐次なくして、面倒くさくてもすべて公金扱いに変えて、今、多分、区役所でも、三人とか五人のような小さい職場も含めて、扱うお金すべてが公金だと思うのですね。長年かけてそういうふうにしてきたのですね。本当に事故を防ぐためには、性質上、公金扱いすべきものは、たとえ利用者から徴収したものであってもすべて公金の領収書を切って公金扱いにするというのが本当なのです。役所のほうはそれができてい

次長

るのだから。学校だけができないのだから。

特に給食費は最初に手をつける分野かもしれないですね。

青山委員

今すぐそうしろという提案をしているのではないですけれども、本来は長年かけてそうしていかなければいけないことだと思うのですね。

教育長

荒川区の一番の課題は、入学式とか卒業式、文化祭、そういうふうな行事のときに地域のPTAの方がお金を包んでくるのです。それを副校長が一応取りまとめています。

庶務課長

それは……。

次長

それは入らないですね。

青山委員

それは公金に準じないですね。

教育長

それは入らないですね。

次長

それも、一時、全部やめてもらおうかというのも検討したのですけれども、逆に、学校現場から「困る」というのもあるので、それはこれには含まない。

青山委員

そういう私的な交際みたいな面があるものは私は構わないと思うのですけれども、修学旅

行だ、教材費だというのは、本来は面倒くさくても公金なのですよ。

次長

学校の授業の中でやるものについては。

青山委員

利用者から徴収するお金であってもそうです。現実には、区役所が何か会を開いて、資料代千円を取りますといったら、必ず公金で収納していますから。仲間内というか、その会の人たちのものであっても。それが本当なんです。

次長

そうすれば、未納の問題も、公金の未納の問題としての対応になりますので、それは大きな課題だと思います。

青山委員

まあ、それは課題ということ結構ですけれども。

次長

人とシステムの変更等で莫大なお金をかければ思い切ってできなくはない課題ではあります。

青山委員

そうなのですね。

次長

相当な費用はかかるのですけれどもね。

青山委員

委員長　そうですね。でも、小さな事業所は全部そうしたのですね。区役所等。

大変重要な話の議論をありがとうございます。

では、議案第十号につきまして、ご異議ありますでしょうか。

（委員一同　———　異議なし）

委員長

では、了承したと思います。

異議なしということで、議案のとおり決定いたします。

教育長

一つ、資料の中の②の最後、「自己点検と校内監査員」の校内監査員は、外部ではないのですか。

庶務課長

ええ、校内です。

教育長

校内でいいのですか。

庶務課長

はい。直接その事務に従事していない先生方等に入っただいて監査を。

教育長

ほかの人という意味ですね。

青山委員

三年に一回の指導検査というのは、この「等」に入るわけですか。

次長

(二)の②になります。

青山委員

そうか。ここに書いてあるのですね。わかりました。

次長

これは全く外部です。

青山委員

これとは別にね。

次長

はい。教育委員会が行っています。

庶務課長

教育委員会が入りますということでございます。

委員長

これ、管理監督者とか事務担当については後で運営規程をつくるのでしよう。規程をつくるのですね。

庶務課長

規程をつくった上で、マニュアルをつくって、各学校に内容については遵守を求めています。

委員長

では、改めて、議案第十号につきまして異議はありませんでしょうか。

(委員一同 ―――― 異議なし)

委員長

ありがとうございます。

続いて、報告事項に移ります。

初めに、「区立学校における学校徴収金に係る会計事務の取り扱いについて」は、先ほど議案審議の際に説明がありましたので、二番目の報告事項、「図書館非常勤職員の自転車走行中の事故に係る訴訟について」の説明をお願いいたします。

図書館長、お願いします。

南千住図書館長

それでは、資料に基づきましてご報告いたします。

骨子でございます。

平成十八年十月に発生いたしました町屋図書館非常勤職員と住民との間の自転車走行中の事故につきまして、区を相手方とした損害賠償訴訟が提起され、このたび、東京地方裁判所から和解案が提示されました。区といたしましては、和解が適当であると感じて、必要な対応を行う方針であるため、報告するものでございます。

内容でございます。

まず、事故の概要でございます。平成十八年十月十一日、午前九時十五分ごろの事故でございました。発生場所につきましては、南千住六丁目、南千住図書館付近の道路上でございます。

事故の当事者でございますが、墨田区にお住まいの女性で、当時五十一歳の方でございます。区の職員は町屋図書館の非常勤職員で、当時二十四歳でございます。昨年二十一年四月からほかの自治体で常勤職員として採用されまして勤務しております。

事故の概要でございます。事故の発生状況は、上記区職員が会議に出席するため、南千住図書館へ自転車で移動中、南千住図書館付近の交差点において、自転車で乗って細い路地から当該交差点に進入しようとする相手方と、大きな通りを走行していた区の職員が衝突したということ、結果的に相手方が負傷したということでございます。

けがの程度でございます。相手方は、右の目の下の窩底骨折ということ、ちよつとへこんでしまったという状況でございます。区の職員は、左後頭部の軽い打撲でございます。訴訟経過でございます。これまで訴訟に至るまでには、相手方の弁護士との交渉を重ねてまいりました。ただ、双方の主張に隔たりがありまして、最終的に相手の弁護士から「過失相殺割合の調整は困難である」ということで、「訴訟により解決する方向で依頼人と相談する」ということとございました。その結果、平成二十一年七月二十七日に損害賠償請求に係る訴訟が提起されたものでございます。

損害賠償額が一千四百万円余の金額でございました。内訳は記載のとおりでございます。過失割合ということでは、区が一〇〇%、相手方は〇%ということでの主張でございました。訴訟の経過は記載のとおりでございます。

この間、区といたしましては、「相手方にも過失があるため、相当の過失相殺がなされるべきである」旨を主張してまいりましたが、相手方は「一切過失はない。停車中のところに区の職員が突っ込んできた」という主張をしております。双方の主張には隔たりがある状態

でございました。

裏面をご覧ください。和解案の内容でございます。東京地方裁判所より、過失割合は、区が七〇％、相手方が三〇％、損害賠償額が六百七十五万円ということで和解案が提示されました。なお、賠償額の算出でございしますが、当初の請求額約一千四百万円のうち、裁判所が損害として認定した額約九百万円に對しまして、〇・七％を乗じ、弁護士費用等、一定の調整金を加算した額でございます。

この和解案に対する回答期限でございしますが、平成二十二年三月十日でございします。区の対応方針でございします。区といたしましては、訴訟を継続いたしましても、和解案で提示された額以下の賠償額の判決を得ることは困難であるという見通しを受けまして、この早期解決を図ることが適当と判断し、三月十日の回答期限までには本和解案を受け入れる旨の意見書を提出する方針でございします。あわせて、和解が整った際には、今開会中の第一回定例会の最終日、三月十七日において議案を提出いたしまして、議決を得ることを予定してございます。なお、本件和解案につきましては、平成二十二年三月十日に東京地裁において双方の意見表明を行う予定でございしますが、相手方が本案を拒否した場合は引き続き訴訟手続が継続されるものとなる状況でございします。

報告は以上でございます。

委員長

ありがとうございます。

どなたかご意見ございませんか。

高田委員



これは大変ですね。非常勤職員が自転車で事故を起こして、勤務中だと区が負担するので  
すね。

次長

非常勤でも常勤でもそうです。

高田委員

僕がここに来るときに自動車で交通事故を起こすと、区が負担するのですか。  
個人は全然負担しないのですか。

青山委員

移動中だと、これと同じ問題になるのでしょうか。

高田委員

なりますよね。

青山委員

これから防災センターに行くというときとか。気をつけてくださいね。

高田委員

役所に来るときは、まだ来ていないからだめなのですか。個人的な問題。

青山委員

通勤途上は？

次長

職員などですと、通勤途上の際の手段の問題で、認められている手段かどうかというこ  
とで、通勤災害認定になる場合とならない場合があります。

青山委員

我々の場合は対象にならないですか。

高田委員

ならないですね。

青山委員

個人で責任を負うと。

次長

ただ、職員の身分で第三者に損害を与えたときには、まずは、当事者同士ではなくて、使用者責任がありますので。場合によっては、個人の過失が多ければ、区はこちらに払いますけれども、責任は全くないということではなくて、こちらに求償する、払った分を本人に請求をするという状況はあります。職員ですと、それと同時に、処分という問題があります。第三者に与えた被害については使用者責任で区が補償いたしますけれども、職員は、区が負った損害に対して、故意ですとか悪質な場合には求償が求められますし、加えて、あるまじき行為ということ、場合によつたら首になるという処分もあります。場合によっては刑事事件にもなります。

教育長

この場合はないでしょうか？

次長

はい。

委員長

この事故に関して、弁護士の人々が教育委員にいれば非常にいいのですけれども、荒川区の弁護士さんのご意見は……。それがかなり重きをなすと思うのです。

次長

これは弁護士が介在しています。区の場合には訴訟代理人を。二十三区で共同で置いています特別区の事務組合のほうに訴訟をやってもらう形になっていますので、そこで弁護士が。法務部というところがありまして、そこに。

委員長

これがその見解なのです。

次長

はい、そこが絡んでいます。

高田委員

区のほうでも、職員に事故があった場合には、これだけは出すとか、そういう保険に入っているのでしょうか？

教育長

区は入っていますよね。

高田委員

当然入っていますよね。

次長

はい。この金額は、区が入っております自賠償保険の中で全額賄われます。

教育長

一つの例で実際にあった話なのですけれども、学校の帰りにちよつと寄り道をして交通事  
故に遭った場合、だめなのですね。目的外。

次長

寄り道をして帰ったら通勤災害にはならないです。

教育長

本当に厳しいなど。買い物ぐらいいいではないかと言つてもだめなのですね。

次長

これは和解ですので、あちらはそれこそ一〇〇対〇で裁判を起こして、こちらは「そんな  
ことはありません。ぶつかつてしまつたわけですから、結果としては双方不注意があるので、  
違うでしょう？」という主張を繰り返した中で、直近までの感触としては、九対一ぐらいの  
感触がしたのですね。九対一というのはうちが「一」です。それはちよつと厳しいのではな  
いかというのもあつたのですけれども。裁判所の和解案は、和解ですから、両方に妥協して  
もらうというのが和解案ですから、事例の積み上げも斟酌した上で七対三ということになり  
ました。

高田委員

でも、七〇になつてしまつたのですね。細い路地から太い路地だよ。

次長

自転車が右折なのですね。正面衝突ではなくて、図書館の職員も右折の途中に向こうがぶ  
つかつてきたという状況なので、その辺が不利だったのかもしれない。

高田委員

そうですね。

次長

とまらないで。自転車はこう行かなければいけないじゃないですか。もしかしたらそういうのをとられたのかもしれない。

委員長

自動車も乗れないですよ。

青山委員

自転車は怖いですよ。

次長

自転車は怖いですよ。

委員長

怖いですね。

次長

いざとなれば、軽車両ですから、一般の車両とほぼ同じ交通法規が適用されますので。

高田委員

歩道上で自転車で歩行者にぶつけてしまった場合、ほとんど一〇〇%だよ。

次長

そうですね。自転車側が一〇〇%に近い過失となります。

区としても、ここまであれかというのはあるのですが、裁判所が出してきたものをけつても、それ以上のいい条件は勝ち取れないと思いますので、和解の方向でいきたい。

委員長

そのほかご質問ございますか。

(委員一同 ― ― ― 質疑なし)

委員長

では、これはそういうことでよろしくお願いいたします。

皆さんも、職員も気をつけるように通達をよろしくお願いします。僕もきょう自転車であつたのですけれども。

高田委員

共用自転車使い方規程なんてつくったりして。

教育長

本当に怖いですね。

委員長

本当に大変ですね。ぜひ皆さんもお気をつけください。

続いて、「平成二十一年度荒川区教育委員会褒賞について」、ご説明をお願いいたします。  
庶務課長

それでは、ご説明を申し上げます。

骨子でございますけれども、平成二十一年度荒川区教育委員会褒賞の受賞者及び贈呈式の日程につきまして報告を差し上げるものでございます。

初めに、今回の受賞者でございますけれども、三のところに書いてございます、小中高文化部門、小中高スポーツ部門、成人文化部門、成人スポーツ部門、合わせまして、個人につ

きましては百五十八名の方、団体につきましては二十七団体ということで、合計で百八十五件につきまして今回褒賞対象者としたところでございます。

なお、先日、教育委員会事務局内におきまして、教育長を会長といたします審査会を開催いたしましたして、別添で対象者の名簿をつけてございますけれども、名簿のとおり受賞者を決定させていたただいたところでございます。昨年が百七十八件ございましたので、昨年に比べますと七件ほどの増ということとなっております。

この教育委員会褒賞でございますけれども、平成十六年度から英検・漢検・数検等を対象に加えた経過もございました、対象者が順次増加をしている傾向にございます。今年度につきましても、百八十五件という対象者となったものでございます。

なお、贈呈式でございますけれども、記載のとおり三月十二日金曜日の四時半から予定させていただきます。会場につきましては、ムーブ町屋の三階、ムーブホールでございます。

贈呈式の詳細な日程につきましては四に記載をさせていただきます。当日でございますけれども、四時半に開会のごあいさつを差し上げた後に四時三十五分から具体的な贈呈の式を行い、最終的には五時四十五分に高野委員長からごあいさつをいただいた後に閉会と、概ねの時間を想定しているところでございます。

なお、参加者につきましては記載のとおりでございます。委員の皆様におかれましては、大変忙しい時期、恐縮でございますけれども、当日、教育委員会が終わった後にこちらの会場にご参加をいただくことを想定しておりますので、どうぞよろしくご理解のほどお願いいたします。

私からの報告は以上でございます。

委員長

ありがとうございます。

受賞者が十人近くふえたみたいですが、どうぞよろしくお願いいたします。これは三月十二日です。

高田委員

英検の二級って、九中の夜間の外国人ですね。

教育長

十八番の三日小の六年生の漢検二級というのはすごいですね。私、こんなの初めて見ました。中学生でも二級が取れないのに。

次長

三十八番の汐入小の六年生の英語の準二級もすごいですね。海外帰り組がいたりするので、そういう影響かもしれませんし。三級のほうは中国のお子さんですかね。

教育長

この名前は中国ですね。

次長

審査しているときに、何かユニークな賞がありましたよね。

高田委員

日本ニュース時事能力検定なんていうのがあるのですね。

委員長



毎日新聞に出るのです。諏訪台は、何遍も新聞に出ています。

教育長

昨日の新聞にも出ていましたね。

委員長

そうですね。それは関係ないのですか。「毎日書道展」があるから、恐らく関係するのでは。

次長

諏訪台は、新聞はいつもいっぱいもらうので。

庶務課長

例えば、九十八番のところに「第五十八回全国小・中学校・PTA新聞コンクール 諏訪台中学生徒会」という形で出ておりますけれども、先生からご紹介のあったのはこちらになりますでしょうか。

次長

あと、六十何番のところみんな諏訪台ですよ。

高田委員

新聞スクラップコンクールね。

次長

はい。

高田委員

全部そうですね。

委員長

次長　　こんなに細かくあるのですね。

　　諏訪台は、新聞を活用した教育はすごい実績がありますので、あちこちで賞をもらっています。これは朝日で、昨日出ていたのは毎日だったですね。

委員長

　　そうです。第三瑞光もそうですね。

次長

　　もしかしたら、募集の締切に間に合わなかったのかもしれない。翌年回しになってしまっているのかもしれない。

教育長

　　それから、一つだけ注目してほしいのですけれども、スポーツの部門で、一番の富士大早輔、この子は北島康介の区民体育大会の記録を破りまして久し振りに新記録を出しました。

高田委員

　　小学校記録？

教育長

　　はい。

　　あともう一人いたね。

社会体育課長

　　はい、同じく六番の高野拓己君です。

委員長

いい名字だ（笑）。

社会体育課長

北島康介選手が持っている記録を破りました。

委員長

すばらしい。

わんぱく相撲を頑張らせたね。わんぱく相撲は去年もいましたね。  
——楽しいですね。

教育長

「早輔」という名前がいいですね。

委員長

何かご質問、またご説明、追加ございますか。

（委員一同 —— —— 質疑なし）

委員長

では、当日、十二日、子どもの顔を見ながら楽しいと思います。よろしく願います。  
次に移ります。

「荒川区指定無形文化財及び保持者の解除について」のご説明をお願いいたします。

社会教育課長

「荒川区指定無形文化財及び保持者の解除について」、ご報告いたします。

文化財の名称及び保持者でございます。荒川区指定無形文化財、工芸技術、桶、小林信男氏でございます。年齢は八十歳でございます。

指定年度でございます。昭和六十三年度に荒川区登録無形文化財保持者に認定しまして、平成十三年度に指定無形文化財保持者に指定してございます。

解除年月日及び解除理由でございますが、平成二十二年二月十二日にお亡くなりになったということでございます。

小林さんにつきましては、肺が悪く、入院しておりましたが、肺炎によりお亡くなりになったということでございます。

また、昨年の十二月の伝統技術展には一応作品のみを出店させていたただいたということですが、家族の方から「ありがとうございます」ということで感謝の言葉をいただいております。

また、残念ながら、こちらの小林さんのほうでは継承者がいないということとなっております。います。

説明は以上でございます。

委員長

ありがとうございます。

この工芸というのは何ですか。

教育長

つくっているもの。

次長

桶です。

社会教育課長

手桶ですとか、飯台ですとか。

高田委員

大門小学校の前、真向かいですね。

次長

先生のところのご近所ですね。

委員長

そうですか。

では、ありがとうございます。

そのほか、今までのことにつきまして何かございますか。追加、あるいはご意見ありましたら。

(委員一同 ――― 意見なし)

委員長

では、以上で教育委員会第四回定例会を終了いたします。

―  
―  
了  
―  
―